

介護職員等特定処遇改善情報公開

令和2年5月1日
有限会社えがお

特定処遇改善の基本的な考え方

- 介護職員の**確保・定着**につなげる
- **経験・技能のある介護職員に重点化**しつつ改善を行う。
- 介護職員の**処遇改善**という趣旨を損なわな**い**程度で一定程度他の職種の改善を行う
- 令和2年度改善期間
令和2年4月～令和3年3月

改善計画と取り組み

■ 資質の向上

- 社内研修年間計画を立て、毎月研修を行う。また 部外の研修も参加できるように案内等を回覧して参加を募っている
- 年に2回人事考課を行い職員と意見交換や介護の振り返る機会を設け介護の質の向上につなげている
- 介護福祉士取得のため実務者研修や受講案内を勧め、受講日には、勤務調整や有休休暇がとれるように配慮している

■ 労働環境の整備

- 介護ロボットの導入し介護の軽減を図る
- カンファレンス時にそれぞれの意見を出し合いながら会議できる仕組みづくり
- 健康面で心配等がある職員への面談などの実施

■ その他

- 非正規職員から正規職員への転換
- 育児休暇、育児勤務時間短縮及び出勤時間の要望に対応している

特定処遇改善加算と 処遇改善の算定状況

事業所名	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算
グループホームえがお	加算Ⅰ	特定加算Ⅱ
グループホームえがお人吉	加算Ⅰ	特定加算Ⅰ
小規模多機能ホームほほみ	加算Ⅰ	特定加算Ⅰ

事業所における分配方法

a: 経験・技能のある介護職員

各事業所の管理者であり職責者であること

b: その他の介護職員

aの職員以外の介護職員

c: その他の職種

(事務職・調理等)

経験・技能のある介護職員のうち

賃金改善見込み額が月額平均8万円以上又は、改善後の賃金が年額440万円以上となる者を設定できない理由

- 小規模事業所で加算額全体が少額であるため
- 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため
- 経験・技能のある介護職員のうち、小規模の事業所のためまだ幹部が育っていないのですぐにできない